

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 8 月 5 日

高松法務局丸亀支局

登記官 松 浦 孝 二

記

1 手続番号

第 4 7 0 1 - 2 0 2 5 - 0 0 0 7 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

仲多度郡琴平町下櫛梨字川原 9 0 7 番